

第47回墨東五区サッカー選手権大会要項

1. 主催 葛飾区・足立区・墨田区・江戸川区・江東区・同体育協会
葛飾区教育委員会
2. 主管 江東区サッカー連盟
3. 後援 公益財団法人東京都サッカー協会
4. 会場 江東区夢の島競技場、江東区新砂運動場
5. 日程 平成29年11月5日・12日・19日・26日（各日曜日） ※雨天決行
6. 開会式 平成29年11月5日（日） 9時00分 新砂運動場
7. 閉会式 平成29年11月19日（日） 一般の部決勝戦終了後、夢の島競技場
8. 種別 (1) 一般の部 (2) 少年の部
9. 競技方法 (1) 一般の部
 - ①トーナメント方式による。
 - ②試合時間は70分（インターバル10分）とし、勝敗の決しないときはPK（5人）方式で決める。ただし、決勝戦のみ20分の延長戦を行う。
なお、勝敗の決しないときはPK（5人）方式で決める。(2) 少年の部
 - ①2ブロック（1ブロック3チーム）による1次リーグ戦を行い、その結果、各ブロックの上位2チームによる決勝トーナメント戦を行う。
試合時間は40分（インターバル5分）とする。
 - ②1次リーグ戦は勝ち点制とし、勝ち「3点」、引き分け「1点」、負け「0点」を与える。勝ち点と同じ場合は、以下の順にしたがって決勝トーナメント進出を決める。
 - ア. 得失点差の多い順
 - イ. 総得点の多い順
 - ウ. 対戦の勝敗
 - エ. PK（5人）方式
 - ③決勝トーナメントは勝敗が決定しない場合は、PK（5人）方式で決める。ただし、決勝戦のみ10分の延長戦を行い、勝敗の決定しない場合は、PK（5人）方式で決定する。
- (3) その他
 - ①メンバー表3部を試合開始時間30分前までにグラウンド運営本部まで提出すること。
 - ②選手の交代
 - ・一般の部は交代選手の登録を9名とし、ハーフタイム時5名、随時4名とする。
なお、一度退いた選手は、再入場できない。
 - ・少年の部は再交代制とする。
 - ③反則による退場者及び警告累積2回以上の者は、最低次回の試合出場は認めない。
なお、その後の処理については規律委員会で決定する。
 - ④各部とも、2017/2018（公財）日本サッカー協会競技規則による。
10. 参加チーム 各部とも、各1チームとする。ただし、少年の部は主管区2チームとする。
11. 登録選手 (1) 一般の部においては、別紙様式により20人以内とする。
(2) 少年の部においては、別紙様式により40人以内とする。当日の出場メンバーは登録

選手の中から20人とし、試合ごとに出場メンバーの変更を認める。

(3) ベンチに入る者は、役員5人、交代選手9人を含め14人以内とする。

※一般の部については、通常の選手名簿登録のほかに、全選手の写真登録(A4版用紙1枚又は各区連盟(協会)発行の選手証)を11月5日(日)9時00分までに大会本部に提出すること。

※ベンチに入る役員については、メンバー表に記載の各区チーム役員であること。

12. 登録選手変更 登録選手の変更は、11月5日(日)9時00分までに大会本部(新砂運動場)に1部提出すること。

13. 参加資格 (1) 一般の部

各区在住・在勤者及び連盟(協会)登録者であること。

ただし、高体連・学連・東京都社会人連盟1部以上の登録者を除く。

(2) 少年の部

各区在住・在学者及び連盟(協会)登録の小学生であること。

14. 審判員

(1) 2017年(公財)日本サッカー協会有資格者。

(2) 各区審判員は割当試合の1時間前までにグラウンド運営本部へ審判員証(必ず写真付きのもの)を提示すること。

15. 表彰

(1) 総合優勝 優勝杯(持ち回り)・賞状

各部とも、1位→5点、2位→4点、3位→3点、4位→2点とし、両部の合計点により総合優勝を決める。ただし、同点の場合は一般の部の上位区が上位とする。

(2) 一般の部 優勝・・・優勝杯(持ち回り)・賞状・メダル

準優勝・・・賞状・メダル

第3位・・・賞状・メダル

(3) 少年の部 優勝・・・優勝杯(持ち回り)・賞状・メダル

準優勝・・・賞状・メダル

第3位・・・賞状・メダル

16. 申込方法

各区主管課を経由し下記へ期日までに申し込むこと。

江東区健康スポーツ公社 江東区スポーツ会館 担当:上野・成田

〒136-0073 江東区北砂1-2-9 江東区スポーツ会館

TEL:03-3649-1701 FAX:03-3649-3123

電子メール:info-sportsfes@koto-hsc.or.jp.

17. 申込期日

平成29年10月6日(金)

18. その他

(1) 大会中のけが等については、応急処置は致しますがその後の責任は負いかねますので、各自事故防止に心掛けてください。なお、参加者は必ず健康保険証を持参するようにしてください。

(2) 開会式については、各部につき11人以上の選手が参加すること。

(3) 参加者は、あらかじめ保険に加入すること。

(4) 貴重品などは各自の責任で管理すること。

(5) 閉会式については、各部入賞チーム(優勝・準優勝・第3位)の選手が参加すること。

(6) 本大会期間中に、この要項にない問題が発生した場合には、各区理事長相互の協議により決定する。

第47回墨東五区サッカー選手権大会要項

(エキシビジョンゲーム)

1. 主催 葛飾区・足立区・墨田区・江戸川区・江東区・同体育協会
葛飾区教育委員会
2. 主管 江東区サッカー連盟
3. 後援 公益財団法人東京都サッカー協会
4. 会場 江東区新砂運動場
5. 日程 平成29年11月5日・12日・19日・26日(各日曜日) ※雨天決行
6. 開会式 平成29年11月5日(日) 9時00分 新砂運動場
7. 閉会式 平成29年11月19日(日) 一般の部決勝戦終了後、夢の島競技場
8. 種別 (1) 中学生の部 (2) 少女の部 (3) 女子の部
(4) 壮年の部【Over 40の部、Over 50の部】
9. 競技方法 (1) 中学生の部
 - ①各区総当たりのリーグ戦方式とする。
 - ②試合時間は60分(インターバル5分)とする。
 - ③選手の交代
 - ・交代選手の登録は9名とし、ハーフタイム5名、随時4名とする。
 - ・一度退いた選手は再入場できない。(2) 少女の部
 - ①11人制各区総当たりのリーグ戦方式とする。
 - ②試合時間は40分(インターバル5分)とする。
 - ③選手の交代方法は再交代制とする。(3) 女子の部
 - ①各区総当たりのリーグ戦方式とする。
 - ②試合時間は50分(インターバル5分)とする。
 - ③選手の交代方法は再交代制とする。(4) 壮年の部(Over 40、Over 50)
 - ①各区総当たりのリーグ戦方式とする。
 - ②試合時間は40分(インターバル5分)とする。
 - ③怪我防止のためスライディングタックルは禁止とする。
 - ④選手の交代方法は再交代制とする。(5) その他
 - ①メンバー表3部を試合開始時間30分前までにグラウンド運営本部まで提出すること。
 - ②反則による退場者及び警告累積2回以上の者は、最低次回の試合出場は認めない。
なお、その後の処置については規律委員会で決定する。
 - ③各部とも、2017/2018(公財)日本サッカー協会競技規則による。
 - ④リーグ戦は勝ち点制とし、勝ち「3点」、引き分け「1点」、負け「0点」を与える。
10. 参加チーム 各部とも、各1チームとする。

11. 登録選手 登録選手は40名以内とし、各試合のメンバー登録は20名以内とする。
ベンチに入れる者は、役員5名、交代選手9名、14名以内とする。
12. 登録選手変更 登録選手の変更は、11月5日（日）9時00分までに大会本部（新砂運動場）に1部提出すること。
13. 参加資格
- (1) 中学生の部 中学生であること。
 - (2) 少女の部 小学生であること。（少年の部との二重登録はできない）
 - (3) 女子の部 中学生以上であること。
 - (4) 壮年の部 Over 40の部 満40歳以上（平成29年11月1日現在）
Over 50の部 満50歳以上（平成29年11月1日現在）
Over 40及び50の部については、参加資格の年齢条件を満たしていれば二重の選手登録・試合参加を可能とする。
14. 参加費 各区25,000円とする。（当日大会本部へ支払い）
15. 審判員
- (1) 2017年（公財）日本サッカー協会有資格者。
 - (2) 各区審判員は割当試合の30分前までにグラウンド運営本部へ審判員証（必ず写真付きのもの）を提示すること。
16. 表彰
- (1) 中学生の部、少女の部、女子の部
 - 優勝・・・賞状・メダル
 - 準優勝・・・賞状・メダル
 - 第3位・・・賞状・メダル
 - (2) 壮年の部
 - 優勝・・・賞状
 - 準優勝・・・賞状
 - 第3位・・・賞状
17. 申込方法 各区主管課を経由し下記へ期日までに申し込むこと。
江東区健康スポーツ公社 江東区スポーツ会館 担当：上野・成田
〒136-0073 江東区北砂1-2-9 江東区スポーツ会館
TEL：03-3649-1701 FAX：03-3649-3123
電子メール：info-sportsfes@koto-hsc.or.jp.
18. 申込期日 平成29年10月6日（金）
19. その他
- (1) 大会中のけが等については、応急処置は致しますがその後の責任は負いかねますので、各自事故防止に心掛けてください。なお、参加者は必ず健康保険証を持参するようにしてください。
 - (2) 参加者は、あらかじめ保険に加入すること。
 - (3) 貴重品などは各自の責任で管理すること。